

■ 被扶養者認定に必要な提出書類等一覧（対象者別）

認定対象者	就労状況・年齢区分等	必要書類等							備考				
		被扶養者異動届	被扶養者認定調書	住民票(注1)	続柄記載の (非)課税証明書	廃業証明書	退職証明書	雇用保険受給者証		離職票	学生証の写し	在学証明書または 学生証の写し	年金額改定通知書の写し または (遺族年金等含む) 年金振込通知書
配偶者	無職	○	○	○	○							△(年金受給年齢の場合は必要)	別居の場合は認定調書に別居理由を明記 婚姻による認定のときは、婚姻届受理証明書等(婚姻日の分かる書類)も添付
	就労中(認定基準内の収入) <sup>(注3)</sup>	○	○	○	○								
	自営業 <sup>(注3)</sup> (認定基準内の収入)	○	○	○	○								
	1年以内に退職(自営廃業)	○	○	○				〈注2〉					
	学生	○	○	○					○				
子	誕生のとき	○											誕生のときは母子手帳の出生届出済証明 頁(写)等も添付  18歳までは異動届に学校名学年を明記  18歳以上で無職又は就労中の場合は認定 が必要な理由を認定調書に明記  学生以外で別居の場合は認定調書に別 居理由を明記し、直近3か月分の送金証 明書も添付(18歳以上)
	18歳未満	○		○									
	18歳以上で学生	○		○					○				
	18歳以上で無職	○	○	○	○								
	18歳以上で就労中 <sup>(注3)</sup> (認定基準内の収入)	○	○	○	○								
	18歳以上で1年以内に退職 (自営廃業)	○	○	○				〈注2〉					
父母 祖父 祖母	無職	○	○	◎	○							△(年金受給年齢の場合は必要)	父母又は祖父母が夫婦で同一世帯を構成している場合は、両者の収入証明・年金振込通知書等も必要  別居の場合は扶養するに至る理由を認定調書に明記し、戸籍謄本、直近3か月分の送金証明書も添付  送金額は扶養申請対象者の収入を上回ることが条件
	就労中(認定基準内の収入) <sup>(注3)</sup>	○	○	◎	○								
	1年以内に退職(自営廃)	○	○	◎				〈注2〉					
弟 妹 孫	18歳未満	○	○	◎									父母・兄・姉等が扶養できない理由を認定調書に明記  別居の場合は認定調書に別居理由を明記し、直近3か月分の送金証明書も添付  18歳以上で無職又は就労中の場合は認定が必要な理由を認定調書に明記
	18歳以上で学生	○	○	◎					○				
	18歳以上で無職	○	○	◎	○								
	18歳以上で就労中 <sup>(注3)</sup> (認定基準内の収入)	○	○	◎	○								
	18歳以上で1年以内に退職 (自営廃業)	○	○	◎				〈注2〉					
兄 姉	学生	○	○	◎					○				父母・弟・妹等が扶養できない理由を認定調書に明記  別居の場合は認定調書に別居理由を明記し、直近3か月分の送金証明書も添付
	無職	○	○	◎	○							△(年金受給年齢の場合は必要)	
	就労中(認定基準内の収入) <sup>(注3)</sup>	○	○	◎	○								
	1年以内に退職(自営廃業)	○	○	◎				〈注2〉					
上記 以外の 親族	18歳未満	○	○	◎									同居が扶養認定の条件  配偶者・父母・兄・姉等が扶養できない理由を認定調書に明記  18歳以上で無職又は就労中の場合は認定が必要な理由を認定調書に明記
	18歳以上で学生	○	○	◎					○				
	18歳以上で無職	○	○	◎	○							△(年金受給年齢の場合は必要)	
	18歳以上で就労中 <sup>(注3)</sup> (認定基準内の収入)	○	○	◎	○								
	18歳以上で1年以内に退職 (自営廃業)	○	○	◎				〈注2〉					

<注1> ◎は世帯全員の続柄が記載されている住民票を提出してください。

養父母、養子等続柄証明が必要な場合は戸籍謄本を添付してください。

<注2> 1年以内に退職又は自営業を廃業した人の被扶養者認定を申請するときは下記の該当する資料を提出してください。

➡失業給付・給付制限期間のある人 … 「離職票」(1)(2)の写しと「誓約書」(「離職票」(1)(2)をハローワークに提出済の場合は「雇用保険受給資格者証」の写しを提出してください。)

➡失業給付を受給しない人 …… 「離職票」(1)(2)の写し又は「雇用保険喪失確認通知書」の写しと「誓約書」

➡失業給付を受給を終了した人 …… 支給終了印のある「雇用保険受給資格者証」両面の写し

➡受給期間を延長する人 …… 受給期間延長受理印のある「離職票」又は「雇用保険受給者証」の写しと「誓約書」(後日延長通知書提出)

➡雇用保険が適用されない人 …… 雇用保険未加入である旨記載した事業主の「退職証明書」又は「給与明細書」3か月分の写し

➡自営業廃業 …… 「個人事業の廃業届出書」の写し

<注3> 就労中の場合は直近3か月分の給与明細(写)も添付してください。添付できない場合は、①雇用契約書(写)②今後1年間の収入見込証明

③年収130万円(180万円)未満とする誓約書を提出していただきます。また、自営業の場合は確定申告書(写)と収支内訳書を添付してください。

<注4> 申請されるケースにより、上記以外の証明書類の提出を求められることがあります。